

令和元年6月吉日

組合員・利用者 各位

高崎市農業協同組合
代表理事組合長 中村 滋
(公 印 省 略)

働き方改革関連法案施行に伴う対応とお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

組合員・利用者の皆様には、当組合の各事業につきまして、日頃よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、平成31年4月1日より長時間労働の是正と有給休暇取得を義務化し、労働者にとって働きやすい環境を実現することを目的とした「働き方改革関連法」が施行されました。当組合においては法令遵守のもと、職員の長時間労働の是正を進めるとともに、労働生産性と利用者サービスの向上を図る所存でございます。農繁期の農機センター、カントリー業務等につきましても下記に従い対応をしたいと思っておりますので、特段のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

当組合の取り組みについて、何卒、ご理解とご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 労働時間制限の遵守に関するお願い

- (1) 残業や休日勤務で対応できないことがあります。
- (2) 時間内の対応ができない場合、翌営業日以降の対応となることがあります。
- (3) 携帯電話等についても時間外労働とみなされうることから、お受けできないことがあります。

2. 休日取得義務化に対するお願い

- (1) 農繁期・農閑期に関わりなく、週1日以上の日取得を徹底します。
- (2) 年次有給休暇を取得させます。
- (3) これにともない、営業日であっても対応できないことがあります。

また、別の担当者が対応させていただくことがあります。

以上